

# 指定居宅療養管理指導事業者運営規程

株式会社萬屋薬局

## 1 本規程の趣旨

株式会社萬屋薬局（以下「萬屋薬局」という。）が行う居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めるものである。

## 2 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にあり、通院が困難で、医師又は歯科医師が薬剤師の訪問を必要と認めた者（以下「利用者」という。）に対し、萬屋薬局の薬剤師がその居宅を訪問し、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて薬剤服用上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図る。

## 3 運営の方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (2) 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他のサービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (3) 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
  - ・ 保険薬局の指定を受けている。
  - ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っている。
  - ・ 麻薬小売業者としての免許を必要に応じて取得している。
  - ・ 連携する他職種者と相談する際、利用者やその家族に関する秘密の保持に配慮する。
  - ・ 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備及び備品を備えている。

## 4 従業者の職種、員数

- (1) 従業者
  - ・ 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
  - ・ 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
  - ・ 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数及び保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
- (2) 管理者
  - ・ 常勤の管理者1名を配置する。ただし、業務に支障がない限り、薬局の管理者との兼務を可とする。

## 5 職務の内容

- (1) 薬剤師が、医師又は歯科医師による指示に基づき訪問を行い、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、継続的な薬学管理指導を行うとともに、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し、適切な対応を図る。具体的な実施内容は、7のとおりである。
- (2) 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに処方医並びに必要な応じ介護支援専門員及び他のサービス事業者に報告する。

## 6 営業日及び営業時間

- (1) 営業日及び営業時間は、原則として薬局として許可された営業日、営業時間とする。
- (2) 緊急時の対応のため、営業時間外の連絡先も利用者に提示する。

## 7 事業の実施地域

事業の実施地域は、通常、薬局からの距離が 16k m以内の区域とする。

## 8 居宅療養管理指導等の内容

薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次のとおりとする。

- ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- ・薬剤服用歴の管理
- ・薬剤師等の居宅への配送
- ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・麻薬製剤の選択及び癒痛管理とその評価
- ・病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足の確認、指導
- ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ・住宅医療機器、用具、材料等の供給
- ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

## 9 利用料その他の費用の額

- (1) 利用料については、定められた介護報酬から算定した額とする。
- (2) 利用料及び介護保険の対象とならない実費等の費用については、居宅療養管理指導等の実施前に、あらかじめ利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
- (3) 居宅療養管理指導に要した交通費の取扱いについては、利用者又はその家族と個別に協議する。

## 10 緊急時等における対応方法

居宅療養管理指導を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

## 11 その他運営に関する重要事項

- (1) 萬屋薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができ得る業務体制を整備する。
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととする。
- (5) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、萬屋薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 12 施行期日

本規程は平成28年2月9日より施行する。